

## 預かり保育利用者用

# 施設等利用給付認定（2・3号認定）の手続きについて

## 1. 幼稚園・認定こども園（教育部分）の預かり保育等の無償化手続きをしたい

### 【ステップ1】 条件の確認

◆年齢の確認：令和4年度（2022年度）の対象者

対象年齢児	生年月日	認定の区分	所得制限
5歳児	H28(2016).4.2~H29(2017).4.1	2号認定	なし
4歳児	H29(2017).4.2~H30(2018).4.1		
3歳児	H30(2018).4.2~H31(2019).4.1		
満3歳児	満3歳到達日 ~R2(2020).4.1	3号認定	住民税非課税世帯のみ

◆保護者全員が保育を必要とする事由のいずれか1つに該当すること（P1参照）

### 【ステップ2】 保育の必要性の認定申込

◆申請場所：精華町役場 学校教育課

◆認定申込に必要な書類

第2号（3歳児クラス以上）、第3号（満3歳児）共通

①施設等利用給付認定・変更申請書【法第30条の4第2号・第3号】※申請様式2

②保護者全員分の保育を必要とする事由に応じた必要書類（P2参照）

第3号（満3歳児のみ）提出

③保護者（申請者）の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類（下記2を参照）

④保護者（申請者）の本人確認できる書類（下記2を参照）

### 【ステップ3】 施設等利用給付認定通知書が到着

## 2. 個人番号（マイナンバー）及び本人確認できる書類について

○個人番号が確認できる書類（いずれか1点）

個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票

○本人確認ができる書類

①1点のみで確認できる書類

本人の顔写真付き公的証明書（個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード、など）

②2点で確認できる書類

本人の顔写真なしの公的証明書（健康被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、税金・社会保険料・公共料金の領収書等※ など）※領収等は、領収又は発行から6ヶ月以内のもの

お問い合わせ先

〒619-0285 精華町南稲八妻北尻70番地

精華町教育委員会 学校教育課（役場庁舎3階）

TEL：0774-95-1906

## 保育を必要とする事由

保護者全員について、下記の保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。

保育が必要な事由に応じて、認定の有効期間があります。

保育を必要とする事由	支給認定の有効期間
就労（※1） （自営業・内職含む）	小学校就学前まで
妊娠・出産	産前・産後各8週間（※2）
疾病・障害	小学校就学前まで（※3）
同居又は長期入院等をしている親族の 介護・看護	
災害復旧	
求職活動 （起業準備を含む）	90日間（最大）
就学 （職業訓練を含む）	卒業（終了） 予定日の月末まで
虐待・DV	小学校就学前まで（※3）
その他	精華町が認める期間

※1 就労していても、月を単位とした就労時間が60時間以上労働することを常態としていない場合は、保育を必要とする事由に該当しません。

※2 産前・産後各8週間には、産前8週目の日の属する月の1日から、産後8週間目の日の翌日の属する月の末日までの期間が該当します。

※3 3号認定を受けた場合、認定の有効期間については、上記の表で「小学校就学前まで」とあるものが「満3歳到達後最初の3月31日まで」になります。3歳児到達による3号認定から2号認定への切替えは、手続き不要です。

## 保育を必要とする事由に応じた添付書類

保育を必要とする事由	添付書類
就労（※1） （自営業・内職含む）	就労証明書、自営証明書、農業従事証明書等 ※就労証明書については、雇用者（会社）が記入します。 雇用者（会社）が法人の場合は、法人の印を押印してください。個人事業主の場合で、会社の印がない場合は、屋号、所在地、連絡先、代表者名などが入ったゴム印を押印の上で、代表者の個人の印を押印してください。 会社の独自の様式でも可とします。ただし、週や月当たりの就労時間に関する項目が必須となります。 ※自営業証明書は、民生委員又は商工会に記入及び押印を依頼してください。また、営業の確認ができる書類の写しの添付が必要です（営業許可証、開業届、登記事項証明書、確定申告書、領収書等）。
妊娠・出産	母子健康手帳（写）若しくは出産証明書
疾病・障害	診断書、療育手帳（写）、障害者手帳（写）
同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護	診断書、療育手帳（写）、障害者手帳（写）、介護保険被保険者証（写）
災害復旧	罹災証明書（町指定様式はありません）
求職活動（起業準備を含む）	誓約書（就労用）及び求職活動を行っている旨の証明書
就学（職業訓練を含む）	在学証明書及び時間割表
虐待・DV	配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書

※保育を必要とする事由に応じた書類は、保護者全員分が必要です。

例えば、ご両親ともに働いておられる場合には、それぞれの就労証明書が必要となります。

※ひとり親世帯の方については、ひとり親家庭が分かる書類が必要となります（例：戸籍謄本・児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療費助成受給資格証）。

## 必要書類のチェック表

下記の必要書類が揃っているかチェックして、締切日（2月25日）までに精華町教育委員会 学校教育課（役場庁舎3階）へ申請してください

●第2号（3歳児クラス以上）、第3号（満3歳児）共通

施設等利用給付認定・変更申請書【法第30条の4第2号・第3号】

※申請様式2

保護者全員分の保育の必要性の認定に必要な書類

要件	必要書類
就労	<input type="checkbox"/> 就労証明書、 <input type="checkbox"/> 自営業証明書、 <input type="checkbox"/> 農業従事証明書 ※就労は、月60時間以上の就労時間（休憩含めて）が必要です。 ※自営業証明書には営業の確認ができる書類の写しを添付ください （営業許可証、開業届、登記事項証明書、確定申告書、領収書等）。
妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳（写）若しくは出産証明書
疾病・障害	<input type="checkbox"/> 診断書、療育手帳（写）、障害者手帳（写）、
介護・看護	<input type="checkbox"/> 診断書、療育手帳（写）、障害者手帳（写）、 介護保険被保険者証（写）
災害復旧	<input type="checkbox"/> 罹災証明書 ※町指定の様式はありません
求職活動	<input type="checkbox"/> 誓約書（就労用）及び求職活動を行っている旨の証明書
就学	<input type="checkbox"/> 在学証明書及び時間割票 ※町指定の様式はありません
虐待・DV	<input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書 ※公的機関が発行したものに限りませ
その他	要件に合わせて書類を準備してください

●第3号（満3歳児）のみ提出

※満3歳児の預かり保育は住民税非課税世帯のみ対象です

保護者（申請者）の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類

保護者（申請者）の本人確認ができる書類

代理人が提出する場合、個人番号の提供に係る委任状